⑹　発行（売出）価額の総額

ａ　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑺　発行（売出）価格

ａ　投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑻　申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。

⑼　申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

⑽　申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

⑾　払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（11－２）　引受け等の概要

ａ　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

ｂ　当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項第４号に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下ｂにおいて同じ。）とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

ｃ　法第２条第６項第３号に掲げる方法による新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、投資法人が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下ｃにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下ｃにおいて同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び有価証券届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

⑿　手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

⒀　その他

ａ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

（13－２）　割当日

投資信託及び投資法人に関する法律第88条の14第１項第２号に規定する当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を記載すること。

（13－３）　新投資口予約権の行使時の払込金額

「新投資口予約権の行使時の払込金額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

（13－４）　新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額

「新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

（13－５）　新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

「新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（13－６）　自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件

投資信託及び投資法人に関する法律第88条の２第４号に規定する事項を記載すること。

⒁　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

ａ　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

ｂ　投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理者等を記載すること。

ｃ　「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

⒂　短期投資法人債

ａ　「発行（売出）価格」の欄には、短期投資法人債券の金額100円についての発行（売出）価額を記載すること。

ｂ　「発行（売出）短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行（売出）に係る短期投資法人債券の発行総額を記載すること。

ｃ　役員会決議等で短期投資法人債券の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には有価証券届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。

ｄ　「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債券の償還期限を記載すること。

ｅ　「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

ｆ　当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　当該発行（売出）に係る短期投資法人債券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行（売出）に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。